

# 産業衛生 レポート

No.544

2025 年 1 号

パナソニック健康保険組合 産業衛生科学センター

## 労働者死傷病報告の報告事項が改正され、電子申請が義務化されます

～令和 7 年 1 月 1 日施行～

(令和 6 年 12 月 6 日 厚生労働省 動画公開)

じん肺法施行規則等の一部を改正する省令（令和 6 年厚生労働省令第 45 号）により、労働者死傷病報告の報告事項が改正され、電子申請が義務化されます。厚生労働省では、特設ページにて、労働者死傷病報告の電子申請方法の説明動画（20 分程度）を公開していますのでお知らせします。

※令和 7 年 1 月 1 日より、労働者死傷病報告のほか、以下の報告も電子申請が義務化されます。

- 総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告

詳細は以下をご確認ください。

- ・ [労働者死傷病報告の報告事項が改正され、電子申請が義務化されます\(令和7年1月1日施行\) | 厚生労働省](#)
- ・ [帳票入力支援サービスを活用した労働者死傷病報告の電子申請方法について.pdf](#)
- ・ [帳票入力支援サービスを活用した労働者死傷病報告の電子申請方法について\(令和7年1月1日から\) - YouTube](#)
- ・ [労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス](#)
- ・ [労働安全衛生関係の一部の手續の電子申請が義務化されます.pdf](#)
- ・ [じん肺法施行規則等の一部を改正する省令の公布について\(令和6年3月28日 基発 0328 第15号\).pdf](#)

## 「化学物質管理強調月間」（2月）を初めて実施します

～実施期間 令和 7 年 2 月 1 日から 2 月 28 日～

(令和 6 年 11 月 29 日 厚生労働省発表)

厚生労働省は令和 7 年 2 月 1 日から 2 月 28 日までの 1 か月間、「化学物質管理強調月間」を実施します。

職場において製造または取り扱われる化学物質は、数万程度存在すると言われています。そのうち、危険性・有害性を有する化学物質は約 2,900 程度あることがわかっています。厚生労働省では、化学物質による労働災害を防止するため、労働安全衛生法に基づく新たな化学物質規制を導入し、本年 4 月から施行しています。

「化学物質管理強調月間」は、職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を広く一般に図るとともに、化学物質管理活動の定着を図ることを目的としたもので、毎年 2 月に実施することとしており、今年度が初めてとなります。

化学物質管理強調月間のスローガンを定め、別紙の実施要綱に基づき、化学物質管理強調月間を実施します。

【令和 6 年度「化学物質管理強調月間」スローガン】

金賞 正しく理解 正しく管理 化学物質と向き合おう  
銀賞 危険知り 管理を徹底化学物質 みんなで守れ安心職場  
銅賞 目に見えないからこそ実施しよう 化学物質のリスクアセスメント  
化学物質に潜む危険 知って対策 慣れた作業も総点検

以下に、実施事項の一部を抜粋しますので参考にして、

#### 実施要綱

1～3. 略

#### 4. 実施事項

(1) 主唱者・協力連携者・協賛者

(ア)～(ケ) 略

(2) 実施者

(ア) 製造し、又は取り扱っている化学物質の把握及び、化学物質のSDS等による危険有害性等の確認

(イ) 特定化学物質障害予防規則等の特別規則、石綿障害予防規則の遵守の徹底

(ウ) ラベル表示・SDS交付、リスクアセスメントの実施等

a 製造者・流通業者が化学物質を含む製剤等を出荷する際のラベル表示・SDS交付等の徹底及びユーザーが購入した際のラベル表示・SDS交付等の状況の確認

b SDS等により把握した危険有害性に基づくリスクアセスメントの実施とその結果に基づくばく露濃度の低減や適切な保護具の使用等のリスク低減対策の実施

c ラベル・SDSの内容やリスクアセスメントの結果に関する労働者に対する教育の実施

d 危険有害性等が判明していない化学物質を安易に用いないこと、また、危険有害性等が不明であることは当該化学物質が安全又は無害であることを意味するものではないことを踏まえた取扱物質の選定、ばく露低減措置及び労働者に対する教育の推進

e 皮膚接触や眼への飛散による葉傷等や皮膚からの吸収等を防ぐための適切な保護具の使用や、汚染時の洗浄を含む、化学物質の取扱上の注意事項の確認

f 特殊健康診断等による健康管理の徹底

g 塗料の剥離作業における健康障害防止対策の徹底

h 金属アーク溶接等作業における健康障害防止対策の徹底

(エ) 化学物質管理者の選任状況の確認

(オ) 日常の化学物質管理の総点検

(カ) 事業者又は化学物質管理者による職場巡視

(キ) スローガン等の掲示

スローガンは、必要に応じて以下より選択

- ・正しく理解 正しく管理 化学物質と向き合おう
- ・危険知り 管理を徹底化学物質 みんなで守れ安心職場
- ・目に見えないからこそ実施しよう 化学物質のリスクアセスメント
- ・化学物質に潜む危険 知って対策 慣れた作業も総点検

(ク) 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施

(ケ) 化学物質管理に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他化学物質管理への意識高揚のための行事等の実施

詳細は以下をご確認ください。

・[「化学物質管理強化月間」\(2月\)を初めて実施します | 厚生労働省](#)

・[\(別紙\)令和6年度化学物質管理強化月間実施要綱.pdf](#)

**「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令」が閣議決定されました**

～「UV-328」、「メトキシクロル」、「デクロランプラス」を化審法 第一種特定化学物質に指定～

(令和 6 年 12 月 13 日 厚生労働省/経済産業省/環境省発表)

本日、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令」が閣議決定されました。この政令は、「UV-328」、「メトキシクロル」及び「デクロランプラス」（以下「3物質」という。）を化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）に規定された第一種特定化学物質<sup>※1</sup>に指定し、また、この物質が使用されている場合に輸入することができない製品の指定等を行うものです。

※1 「第一種特定化学物質」は、難分解性、高蓄積性及び人又は高次捕食動物への長期毒性を有する化学物質であり、製造及び輸入の許可（原則禁止）、使用の制限、政令指定製品の輸入禁止等が規定されています。

**【政令の改正のポイント】**

- (1) 第一種特定化学物質の指定（化審法施行令第1条関係）  
3物質を第一種特定化学物質に追加指定する。
- (2) 第一種特定化学物質が使用されている製品のうち、輸入禁止製品の指定（化審法施行令第7条関係）  
「UV-328」及び「デクロランプラス」が使用されている製品のうち、輸入を禁止する製品を定める。

**UV-328**

1. 潤滑油
2. 樹脂に紫外線を吸収する性能を与えるための調製添加剤
3. 塗料及びワニス
4. 接着剤、テープ及びシーリング用の充填料

**デクロランプラス**

1. 潤滑油
2. 樹脂に防炎性能を与えるための調製添加剤
3. 電子機器及び電気機器の部品
4. シリコーンゴム
5. 接着剤及びテープ

- (3) 例外的に使用することが認められる用途の指定（化審法施行令原始附則第3項関係）  
「デクロランプラス」を例外的に使用することが認められる用途を定める<sup>※2</sup>。

※2 輸入禁止製品及び例外的に使用することが認められる用途については、案文又は新旧対照表を参照

**【今後のスケジュール】**

公布日 : 令和 6 年 12 月 18 日

施行期日 : 令和 7 年 2 月 18 日（公布後 2 月後）: 上記（1）及び（3）

令和 7 年 6 月 18 日（公布後 6 月後）: 上記（2）

詳細は以下をご確認ください。

- ・ [要綱.pdf](#)
- ・ [案文・理由.pdf](#)
- ・ [新旧対照表.pdf](#)
- ・ [参照条文.pdf](#)